

関宿領水土功績者船橋隨庵（その二）

— 隨庵の著書に見る隨庵像 —

林保

一 関宿百姓騷動聞書について

創刊号において、船橋隨庵翁の略歴及び、「関宿領要水論」等については、既に概説したので、今回は、手元にある、「船橋氏雜書」や「関宿百姓騷動聞書」（この原本は最近高野進氏が入手されたもので、書体、文体等まぎれもなく翁の手に成るものである。大変損傷がひどかったものを高野氏が丁寧に修復された貴重な隨庵文書と解している。）

「関宿百姓騷動聞書」（読み下し・句読点・送りかな等は筆者）

総州関宿城下、百姓騷動ヲ聞キ及ビ候ニ付キ、同所ハ三方利根川ヲ引キ、田水荒土地ニテ、水腐レ勝チノ所ト相申シ、近年川床高ク相成リ候ニ隨ヒ、夏季水落チ兼ネ、城中・城下内水相湛^{たま}ヘ、數日引キ落チ申サズ、城中侍屋敷床上迄押シ上ゲ、城中船ニテ往来ナシ候由、城下モ同様ニ相成リ、百姓家モ低場ハ、床上迄水入り候程故、往來モ皆船通用シ、旅人甚ダ難渋ノ由、依ツテ田畠、水腐レハ勿論、義、十年ニ六・七年ハ難ニ候間、追々立退キ候者多ク、戸口減少衰微ニ及ビ候。尤、土地ノ變化度^はル可キ様モコレ無キ迄ニ打チ捨テコレ有リ候。

と前文があり、この内水対策については前号「関宿領要水論」の記事参考照。このうち水対策（用悪水落掘開削の事業）の後、即ち嘉永三年（一八五〇）以後の記録と考えられる。関宿領内の利根川右岸に、領主の所有地「納谷ツ原（大島禁地）」と呼ばれる約百町歩程の、葭・茅の生い茂る荒地があった。「此ノ地利根川附キニ堅（縦）壹里程、横七拾八町。是ノ通ノ場五」了前渡ハ、畑ニテ、内百町程ヲ、葭・茅草立相成リ居リ候由、此ノ分ノ領主ノ領地ト唱ヘ、前々ヨリ、百姓聊ノ草永ヲ拂ヒ納メ、秣草等ヲ刈リ、或ハ葭・茅ヲ刈ル。」とあり、更にこの地は、家中の者の、鉄砲や遠矢の調練場としても利用されていた。然しこの荒地も用悪水落堀の完成により新田開発地としての可能性が出てきた。調練場を除く凡そ百町歩程の地を翁は貰い受け、開発に踏みきった。「（前文略）右普通歩程地所ヲ城下町百姓軒別ニ割渡シ、開発致サセ候。此ノ場所、年来ノ捨地ニテ、土性至ツテ善ク、銘々多分ノ収納、夫食ノ足リ分ニモ相成リ、一同相欽ビ候由、右割地ヲ元手トシテ、是迄離散潰レニ及ビ候分立帰リ、或ハ次男三男ノ類相続ハ九拾軒出来候也。」とあり、開発の効果はあつたが、この開発は自普請であつたことから、開発に要した費用が意

外と莫大な額となり、「代金積り候テ、凡三千両内外トナリ云々。」とある。これらの費用を穴埋めするには、零細な百姓にとつては到底出来得る事ではなかつた。通例として、開発された新田・新畑に対しても、収穫が或る程度安定する迄の期間、年貢の減免或いは免除が適用されることがあつたが、藩庁はこれを無視し、あまつさえこの地を没収し、一部の富農層に売り払つてしまつたのである。藩庁の暴挙とも言つべきこの行為は、一つには百姓と共に、汗水を流し、泥にまみれて、開発に当つた翁の名声を更に高からしめてはならないという、俗論党とも言うべき藩庁重役と、納谷つ原を株草地として、安い年貢代で利用していた地主層の割地に対する不満等が、この新田御召上げとなつて表面化したものと考えられる。然し百姓側においても、そのまま容認する訳には行かなかつた。折角堤を築き、用悪水の落堀を更に枝堀として堀立、堤普請・葭茅の根取り、三・四度に及ぶ床下げ等、自分の土地となると思えばこそ、汗水を流し、寒暑に耐えて開発した土地を、一方的に御召上げといふ仕方には、納得がいかなかつた事は当然の事であつたが、三千両といふ大金はそれ以上に重くのしかかつてきたことになる。新田からの収納はこの負債を僅かずつでも返済し得る、頼みの綱でもあつたからである。今に残る大島耕地の美田は、今なお当時の姿を一部分ではあるが留めている。百姓の苦心の末の美田である。百姓一同の合議は、嘆願書を提出するしか方法がなかつた。然し嘆願書はすべて無視され、とりつく何も残されていなかつた。藩庁不審は高まり、ついに江戸藩邸に嘆願することに決まり、代表者が江戸に上ろうとした時、翁が彼等一同に会い、

「一揆にもひとしいこのようない嘆願の仕方は、死罪に当る暴挙とされかねないので、無理押しを控え、再吟味を行うよう、再度交渉するから、今度の議は一旦引く可きである。」と説き、百姓の怒りを静め、一方藩庁に対し「百姓軒別ニ荒地開発シタル田畠ヲ取り上げ、利ヲ貪ルタメニ代金ヲ取り、壹人ヘ売渡シ候ハ領主タル者ニアルマジキ事ニ候。」と諫言している。

然しこの一件は、翁の名声を嫉む一部の藩重役により、翁の意見も取り調べもせずに、翁を百姓一揆の煽動者、不法の者として、翁を藩の牢舎に投じたのである。翁は獄中にあって度々取調べの要請をするが、一切無視され、ただ獄中において死を待つが如きであった。翁の獄中生活は、筆墨を与えられず、獄中での記録は血書であった。所謂「獄中血書」である。翁を敬愛してやまなかつた故飯島博氏の文を借文することにした。血書の始めは「今有訟渠為盜者、虚実一言問フコト無シ。〔中略〕我が罰冤罪タルヲ訴スルニ詩ヲ以テ書ス。獄裏苦吟數十詩、血書僅ニ是ヲ記ス。」と前書し「獄中脚ヲ噉ミ、股ヲ刺シ、血書筆無ク、紙尖ヲ以テ換フ。」とある。こよりを使って筆のがわりとし、脚や股から流れ出る血をもって書かれたものである。血書の文を読下文にしその一節を書くと「少しも吟味はなく、このまま縛り首の思召おぼしめに候やとも計り難く、尚此間内、番人の話を承り候に、五郎兵衛・助藏儀、水牢仰せ付けられ候に付き、自分も同様に、このまま置かれる事と存じ候に付き、何卒御吟味なされて、引合人は勿論、御城下の者、洩れなく御呼出、私が出訴に拘り候哉、否哉、対決の儀仰せ付け被れ、善惡に裁判なされ度く、万

一私いつわり、後ぐらきかどあれば、自分は勿論、一族まで罪を仰せ付け被れ候とも、聊も厭わず候に付き、幾重にも御吟味願い上げ奉り候。若しこの上御吟味も無く、死罪或いは永牢仰せ付けられ候は、無理無躰の御計らいにても致し方なけれども、口書をとらざるは、犬猫も同様の儀、右の如き次第は承り申さず候間、いづれにても御吟味を受け候上にて、御仕置願い上げ奉り候。四月、船橋伝太夫。」又、獄中よりお柳（夫人？）という方への手紙が紹介されている。「初より他行□□留守なれば、うたがいも受け申さず所、今更後悔せんなく候。然れどもそなたも□□□通り、すこしもかかわり申さず、もとより無き事なれば、死後には解り申す可き事に候。かならずうらみ悲します、元三郎（長男）に諸事いん致し、御奉公大切につくさせ、家事の整理致しぐれ申す可く□□□の事は、喜多村と間中へ頼みおき候。お柳どの。」翁が死を決して獄中で書いた遺書である。涙の出る思いの遺書である。獄中作の詩一篇をあげる。（読み下し）

さもあらばあれ他人邪正の評、傷心あたかも秦の坑におちいるが如し。もし、冥府に肺肝鏡を求むれば、君前に在つて吾が誠を照らせ。

國の為、人の為、深く謀を致す。寝食を忘れて幾度か沈憂す。

苦辛今日成るの後、自ら自決の溝を穿つて溺死せんとは。

翁の憤りと苦渋のにじみ出た漢詩である。翁の誠はやがて百姓の度重なる寛罪出獄願いにより、良識ある藩重役により出獄を許されることになるが、翁は藩のすべての役を離れ、他出することなく田制学の研究に没頭する事になる。家族を愛し、農民の生活を常時思い続け、藩の財政

対策の為の大事業にとりくみ、今にその足跡は顯著に残され、生きている。然し翁の業績を時とともに知る人が少なくなっていることも、又、残念乍ら事実である。

二 宿駅人馬助郷考について || 船橋隨庵（以下翁と記す）

資料一 「乍恐以書付奉願上候」文政九年（一八二六）四月附提出の下総国葛飾郡桐ヶ作村名主半十郎・組頭三名・百姓代一名による、助郷免除に関する嘆願書があるので、これを一例としてとりあげ、翁の助郷に関する論旨と対比しながら記すことにした。

翁の「人馬宿駅助合（郷）考」は、文の始めに、「御一新政府」とあることから、明治政府宛に、幕府以前から行われていた伝馬継立の制度等も含めて、特に幕藩時代盛んに行われた人馬助郷制度に、きびしくメスを入れた名論説である。この制度を「無理苛法、村方潰シノ悪法」として、新政府においてはこれを廃止すべきとして、具申したものと考えられる。「資料一」を参考にして文を進めることにした。「助郷」について「街道筋宿駅ノ縁リ村一・二里左右定助郷。五・六里ヨリ十里位迄ノ村方加助郷ト喝ヘ、伝馬役相勤メ為シ候ハ、甚ダ無理苛法、村方潰シニ及ブ基也。」ときびしく論じている。その実体を具体的に知る上で、桐ヶ作からの助郷免除の願書は、街道縁辺の村方の助郷・加助郷に対する基礎資料として価値の高いものである。特に日光街道に約三里内外、日光街道東往還（関宿通り多功道）は桐ヶ作を貫く脇街道である。当然の

事ながら脇街道からいっても本街道からしても、定助郷の村となることから、助郷勤めの触れや達しが多かったことが判る。助郷は時季を選ばず、農繁期であつても、触れがあれば出勤しなければならなかつた。

助郷における人足・馬匹等の出勤は、基本的には、次のように、村名、村高、村人数・馬匹数（病馬を除く）これ迄の助郷出勤回数・御料・私領・寺社領等の別を明らかにして、地頭・領主に報告し、村方の村高（石高）を基にして、人足人数や馬匹数等が割当てられ、助郷の勤めに服すことになつてゐた。

「資料一上原家文書」によると、「久世長門守（広運）領分下總国葛飾郡桐ヶ作村名主半十郎申し上げ奉り候。日光道中栗橋宿御伝馬役之儀に付き、葛飾郡村々、今般御割付目録人別帳差し上げ申し候、御見分遊ばされ候趣、仰せ付け被れ畏れ奉り候。これにより、恐れ乍ら、村方、困窮の始末左に申し上げ奉り候。」として、村方の状況を報告し、ついで次の様に個条書にしている。概説すると、一、村高三百七拾弐石八斗。一、家数百軒内四拾軒余は無高同様の小百姓にして、奉公又は船渡世に罷り出で、生活をようやく支えていること。一、当村の儀は日光脇道中附の村方にて、諸家様方御通行の節は、道普請掃除等の仕事が常にあること。この頃は日光街道東往還の縁辺の村として、定助郷の勤めが多かつたことを訴えている。一、村方水害及び旱害による米を初めとしての、諸作物の不作による困窮を訴えている。「文政四年（一八二二）より文政八年（一八二五）に涉る水・旱害」夫食を領主より援助を受けているなどを列挙している。一、先規により幸手宿への加助郷を勤めた外、

領主よりの御用も繁多のため、百姓必至の困窮状態であること。一、以上に更に栗橋宿へ重なる助郷勤めでは、百姓の困窮^{ひきゆう}弥増^{みぞよ}、退転の者や潰家などの出る恐れがあるやも知れず。」と訴え、今回の栗橋宿への助郷は、免除していただきたい旨を願い出でている。

ここで翁の助郷論は「もともとは、武家の往返に人馬を差し出すこと

はなかつた。（中略）元和（一六一五年頃）から寛永（一六四〇年頃）迄は、諸侯の往来も、食糧持參、木賃錢宿泊で、旅籠屋の飯を食した事はなかつた。

自分の荷物はすべて戦場に準じ、従僕に持たせ往来したものである。ところが今では従僕は軽い物だけを背負い、懷手^{かとう}で歩いていよいよ有様である。しかも其の上一日の行程さへ縮め、全く疲れを知らない道行往来と化している。これはつまり、太平の世が打続き、侍が隋弱になつたためである。その為、駅場の人馬を、まめに使うようになり、近頃は権力をを利用して、先触れ等を発し、土地の人馬を使用する迄になり、伝馬役と申す事に発展し、其の駅にて間に合わない場合は、街道沿いの左右の村々に高割^{たかわり}にて人馬を触当て、定助といふことを始めた。

この助郷といふことは、多分元禄（一六九〇年頃）の頃から始まつたと思つてゐるが、其れ以前迄は、人馬の賃錢は、壹里につき二十四文位あり、物価も低かったので、百姓の農閑期の稼ぎとして、賃錢も相対極であったので決して悪いことではなかつた。然し其の後賃錢定値段と或り、以前の相対極値段の半分以下になつてしまい、其の上間屋役人共の、天引による中間搾取等もあり、特に武家の往来の多い街道筋に於いては、人馬の助郷触当が甚だしく繁多となつた為、街道左右縁辺村々は、最も

大切な農事を奪われ、諸作物の手入れが後手となり、不作収穫減少とな

り、貧村と成り行き、夫食にも事欠く事態となつたのである。恤れむ可
き事である。」「駅路とは本来昔より言われているように、千里の道を食
べることに不足することなく、滞りなく通行出来ることである。これを
善政というのである。もとより駅々通行に關しては、責錢の差別無きこ
とは勿論の事、土農工商ともすべて天下の人民であるので、駅路は天下

の人民すべて滯り無く、往来すべきものでなければならぬ筈なのに、
当世は武士にのみ傭役使用の特権が与えられているのは、農にたゞさわ
る良民を困らせ、貧窮に陥らせるは苛法と言わなければならない。四民
すべてに益をもたらす法にしなければ、公平之善政とは言えない。特に
幕府は幕府諸役人が、無賃にて人馬を使役するが如きは、悪政苛法の最
たるものである。たとえ公用の荷物であつても、良民を困らせるような
ことなく、相応の賃錢を支払うは当然の事である。」翁のこの論旨は、奥
州街道間々田駅の縁辺農村の実状を精査しての論である。某郡某村とあ
るが調査の内容を略記すると、助郷により百三・四十軒の農家が七十軒
にまで潰れ、人口も八百七十人から、五百七十人に減少し、増えたのは
荒地のみで、この中から定助郷として毎日五十人が、間々田宿に詰切り
で、翁の試算は、一か年足勤高一万四千人、馬四百疋。これを賃錢に
換算すると凡そ約千両になる。然し賃錢が満足に支払われたことはなく、

仮りに支払いを受ける場合にも、定賃錢から一割乃至一割五分（一〇%

（一五%）の割合で宿方助成という形で天引きされ、全額支払というこ
とはなく、無賃役人・無賃荷物の場合は、当然の事として無賃錢勤であ

った。

桐ヶ作村の場合、度重なる助郷或いは遠隔地への加助郷と、五ヶ年に
涉る天災による困窮必至の中で、村を支える壯強の働き手（二十才～五
十才迄の者）を触当たり助郷勤に出すわけには行かなかつたのである。
名主・村の組頭・百姓代の必至の嘆願書である。

資料二 「日光御參詣御用觸書之写」小松原応助（江戸町与之触）

御触書写 下總國結城郡 来卯年、日光山御參詣御用ニ付キ、関八州
村方・村名・地頭姓名等取調べノ儀ニ付キ、別紙請書帳ヘ、案文ノ通り、
御料・私領・寺社領共、御領ハ代官、私領ハ領主、地頭姓御届ケ候テ、
村高・村名・間違イコレ無キ様、巨細ニ書キ出ス可ク候。今般書出シノ
儀ハ、前々御用相勤メザル村方モ、一同村高取調べノ上相除キ來リ候哉
ハ、人馬差シ出スニ及バザル積リ、取調べ候儀ニ付キ、心得違致ス間敷
ク候。一村分郷ニテ名主大勢コレ有リ候トモ、觸書ノ方ハ、一村ノ名主
・組頭印形致シ、若シ落村コレ有リ候ハバ、趣加ヘ候上、名印致シ、郡
中村々洩レザル様、日附・刻附ヲ記シ、順繼候様、夜通シ急ギ相廻シ、
来ル五月上旬迄ニハ、此ノ触書御別紙請書帳案文共、留リ宿村ヨリ、宿
村繼ギヲ以テ、能登御役所迄、相通ス可キモノナリ。

寅四月

土佐印

能登印

「江戸町与」とあることから、葛飾郡から猿島郡（境町）へ、そして

結城郡へと続く、伝馬継立に関する「関宿通り多功道（日光街道東往還）」の縁村に対する助郷準備に対する触書である。関宿藩領は当時谷貝町（現三和町谷貝・本陣初見家）であり、それ以北は天領・地行所・結城藩領と、入り組んだ土地柄である。街道沿いの宿駅として仁連町・諸川町（三和町）があり共に本陣のあった所である。境河岸と結城城下との距離は凡そ七里程度である。然し街道沿いは比較的平坦地が広がり、村の数も多く、新田地も多い（所謂小規模な枝村である）。触書に書き出された村々は次の通りである。

結城本郷。大谷瀬村。小田林村。小田林枝郷五助村。小森村。小森新田村。久保田村。中村。鹿窪村。林村。作野谷村。土成村。薬師寺村。矢畠村。上山川村。山王村。十四宿新田村。大成村。武井村。新山田村。大町新田。今宿。芳賀崎村。水海村。浜野辺村。柏礼村。瀬戸村。佐野村。大山新田。菅谷村。塩本村。東茂呂村。北茂呂村。七五三場村。徳右衛門新田。善左衛門新田。大口村新田。長左衛門新田。成田新田。兵庫新田。善右衛門新田。尾崎村。尾崎新田。松本村。水口村。恩名村。恩名新田。江口新田。千塚村の四十九か村に、助郷に対応出来るよう予告の触書が、名主・組頭・百姓代宛に出されている。村によつては、街道筋から離れた村もあり、その上四月（太陽暦では五月）は、田植をはじめとして、農繁期の始動期にある。この季節に助郷勤に出るということは、農民にとっては、最大の迷惑事である。旅行者にとっては好季節であつても、農に生きる者にとっては死活問題である。如何に一年間の猶予期間をみての触れとは言え、苛法以外の何ものでもない。

〔附記〕前文と直接関係する内容ではないが、小松原家文書の中に、戊辰戦争の際、会津戦争に参加した西軍（俗に官軍）が、江戸へ引き揚げる際に、この街道を南下している。五人～十人の小部隊であるが、官軍風を吹かせ、各本陣や問屋に対し、継立や助郷を命じている。その上御上御用として無賃錢使役である。

翁が「宿駅人馬助郷考」の中で御一新政府においては先ず第一に、助郷の悪政苛法を無くすことを進言しているのは、むべなるかなと思う。

資料三 「御社参ニ付諸事覚帳」文政六癸巳歳八月ヨリ 新井一功
関宿藩士新井又兵衛一功が御社参御用掛を勤めた時の文政六年（一八二三）八月より文政十年（一八二七）三月迄の足かけ三年に涉つての記録である。（読み下し、句読点・送仮名等は筆者附す）

文政六年（一八二三）

八月三日 御社参の節元栗橋村（現五霞町）名主勘兵衛方の井戸につき調査。安永五年（一七七六）以来使用していない由。今回も用いず。（当時井戸を持っている家は少なかつた。共同井戸が主であった。旅行中まず水の心配を第一にしたようである。）

八月七日 御社参前につき、渡部与兵衛と、江戸町・台町・同大工町・土手際迄御見分（中略）御用宿相成る可き分、町方より書付差し出し候分。ノ社参一行の宿泊所になる家数の調査を早目にを行い、その報告をさせている。本陣・旅籠屋などだけでは間に合わないので、民泊（宿）可能な家の調査である。その結果、

台町 II 三十五軒内三十軒湯殿、雪隠無し。二軒これ有るも大破。三軒湯殿・雪隠これ有り。

江戸町 II 三十五軒内二十二軒湯殿無し。五軒湯殿・雪隠これ有るも大破。八軒湯殿・雪隠これ有り。外に寺三軒。

城下の江戸町・台町の見分と、町方より民宿可能の家が、何軒程あるかについて、調書を提出させている。湯殿と雪隠（便所）の少ないので驚かされるが結果的には、供の者達の宿泊所として整備されることになるが、修繕或いは新規建築等に要する費用は、藩費とするか自普請となるかは両者の相談によつて決められたようであるが、総括的にみると藩の出費がかなり大きな割合を占めていたようである。同日付けの覚に、

六軒屋敷・十五軒長屋の新築見積りが、大工人数・手間賃・材料・製作の方法等が記録されている。宿泊所不足への緊急対策である。八月十三日には、備付用具として、天水桶（防火用水桶）・番手桶の製作見積りを、江戸町桶職人に、桧材・杉材別に見積らせている。

八月十七日 御社參御用掛りの正式決定左の通り（役職のみ記す）

家老（総指揮）。大吟見。寺社兼町方。元々。勘定役。日付。代官。下懸りとして、破損方。小賄。元方手代。下目付。破損手代。買使。組目付。小勘定と十五種の役職を分担し、社參前の諸点検、諸準備、諸費用の見積り、負担金の割り振り等の任に当たることになる。極めて繁雑で巨細に渉る業務である。次は覚書からの部分抜粋である。

八月十七日 江戸町脇本陣新規方地坪二十五坪、立端一丈二尺、大工手間一百三十五人半、第四十五人、左官五十人、銀一貫八百六十一匁

八分二厘二毛。此金三十一両、銀一匁八分二厘二毛。以上御作事積。

八月亦五日 御社參ニ付キ、大工町家限檢分。境河岸同断。境町之儀ハ軒別致メニ及バザル旨、名主青木兵庫ニ申シ聞ケ相改メズ。本陣破損所見分。其ノ外台町家限檢分相改ム。加納同断。長井戸村・猿山村ハ改メズ。谷貝町軒別相改ム。御普請所相改ム。高札場、番屋等相改ム。境町番屋・高札場・船頭小屋等檢分。（境町檢分は全員による檢分）

新規陣屋に関する檢分

一、都賀郡千駄塚村江御陣屋出来

一、六軒長屋＝金二十両二朱、銀六匁二分八厘一毛。

一、十五軒長二棟＝金六十二両、銀七匁一分八厘。

一、六軒屋敷・十五軒長屋＝仕立並。番所・呑水所・廐・湯殿・雪隠二段垣・井戸ノ立ヶ所積り／金二十四両三分二朱、銀六匁八分六厘五毛。外ニ二両二朱、銀一匁二分一厘九毛。

惣百九両三分二朱、銀六匁五分四厘五毛

千駄塚村新規本陣に関する記録で、見分後仕様帳・絵図面等の提出もなされている。一例として「呑水置場」をあげると、梁間一間、三方むき葭、簀一枚當て、屋根杉皮葺キ、茶椀置敷一ヶ所長サ六尺、巾二尺、厚サ六分板、足高一尺五寸、茶椀七十、中柄杓百本、台木二本桧四寸角、長サ三□□、縁□二枚重と巨細に規定し指示している。

文政七年（一八二四）申年の覚には、江戸町・台町・渡場・向河岸・向下河岸・大工町・境町・船頭河岸（新河岸？）の家数・宿泊施設の検分、修復状況の調査検分により、確実に整備がなされているかの確認検

分を行つてゐる。特に附屬施設としての厩・馬匹飼料・鎗立台・水風呂等の設置についても検分がなされている。

これらの記録を参考にして、将軍家の日光社参を考察すると、当然随従諸候の事があるので、街道支配の藩はその宿駅や寄場問屋・本陣等の整備や、助郷等に約三ヶ年近くの日数と、数千両に及ぶ出費を余儀なくされたものと考えられる。

隨庵翁の「宿駅人馬助郷考」は、間々田宿周辺の農村（関宿藩の飛地が多い）を詳細に調査（某郡某村と記載）の上、古来の伝馬継立のことから詳しく論じている。

今、桐ヶ作村からの嘆願文書（状）と、日光社参に関する御触書（小松原家文書）並びに日光社参の御用掛りを勤めた新井又兵衛一助の覚書を比較し乍ら読み進めると、翁の論旨の深さに達することは出来ない迄も、助郷とは何であつたかの一端を解することが出来たよう思つてゐる。明治政府はこの助郷制度を廃止するに至つたことを附記し、この稿を閉じる。

註

- ① 「関宿百姓騒動聞書」については「聞書」とあることから、隨庵翁の記録と断定することには、聊か不安があるが一応その書体等から仮りに翁の記録としてとりあげた。

（元関宿町文化財保護審議委員）

【参考文献】

- ・ 関宿百姓騒動聞書 高野進氏蔵 関宿城博物館寄託
- ・ 宿駅人馬助郷考 近世交通経済史論
- ・ 乍恐以書付奉願上原信明家 古河市立博物館寄託
- ・ 日光御參詣御用御触書文写 境町歴史民俗資料館蔵
- ・ 御社参ニ付諸事覚帳（文政六年与文政八年）新井一三四家文書
- ・ 建設春秋 幕末の治水家船橋隨庵翁と関宿の今昔 飯島博氏論稿
- ・ その他

研究報告第2号
正誤表

頁・箇所	誤	正
28頁上段末行	列業	列舉
29頁上段前より5行目	責錢	賃錢
31頁上段後より7行目	日付	目付
31頁下段前より2行目	八月亦五日	八月廿五日
32頁上段前より11行目	新井又兵衛一助	新井又兵衛一功